

京都大学医学研究科・医学部図書館規程

(平成16年1月22日学科長・専攻長会議承認)

(設 置)

第1条 大学設置基準第38条及び大学院設置基準第21条に定める施策を実施するために、京都大学医学研究科・医学部に医学図書館を置く。

第2条 医学図書館に分室を置き、医学図書館人間健康科学系図書室とする。

(利用規程)

第3条 前条に掲げる図書館及び図書室の運営及び利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月8日から施行する。